

- (一) 委員でなくても組合員は、どの委員会にも出席し意見をのべる事ができます。委員会日時・場所は文書、月報等で連絡します。委員は特に会合に遅刻・欠席のない様に願います。
- (二) 委員長はテーマをきめて勉強しておいてください。

(敬称略・順不同)

◎ 印は 長  
○ 印は 副

